

議第50号

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う琵琶湖流域下水道高島処理区の管理に要する経費について、平成30年4月1日から関係市が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市

高島市

2 負担すべき金額

一般排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり99.1円を乗じて得た額

特定排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり137.0円を乗じて得た額